消費税及び地方消費税の中間申告の方法と納付

個人事業者の方で、令和4年分の確定消費税額(地方消費税額は含みません。)が 48万円を超える方は、消費税及び地方消費税の中間申告と納付が必要です。

※「確定消費税額」とは、中間申告対象期間の末日までに確定した消費税の年税額をいいます。

年1回の中間申告の申告・納付期限は 令和5年8月31日(木) 振替納税利用の場合の口座振替日は 令和5年9月27日(水)

1 前年実績による 中間申告 令和4年分の確定消費税額により算出した中間納付税額を記載した中間申告書及び納付書を税務署から送付しますので、税務署に中間申告書を提出するとともに、消費税及び地方消費税を納付してください。

2 仮決算に基づく 中間申告

各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費 税額及び地方消費税額により中間申告・納付ができます。



詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。



電子帳簿等保存制度について

電子帳簿等保存制度とは、税法上保存等が必要な「帳簿」や「領収書・請求書・決算書など(国税関係書類)」を、紙ではなく電子データで保存することに関する制度をいいます。

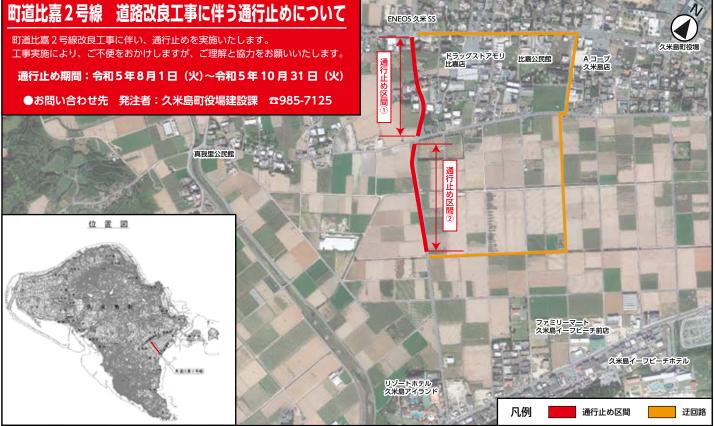
令和 5 年度税制改正を反映した電子帳簿等保存制度の Q&A など電子帳簿保存法についての情報は、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】に随時掲載していきます。また、電子帳簿等保存制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ内の電子帳簿等保存制度特設サイトをご確認ください。

詳しくは.

国税庁 電子帳簿等保存制度特設サイト

検索(m

こちらからも 特設サイトに アクセスできます



の地図は参考図です。利権関係の確認には使用できません